

投票日は4月17日

日野市長選挙

4月17日(日)は、日野市長選挙の投票日です。投票時間は午前7時から午後8時までです。私たちの生活に身近なこの選挙に、あなたの貴重な一票を有効に生かしましょう。

投票できる方

投票するためには、選挙人名簿に登録されていなければなりません。以前に日野市で投票したことのある方は、住所などの異動がない限りそのまま登録されています。今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方は、①昭和60年4月18日までに生まれた方で、②平成17年1月9日までに日野市に転入届を出し、投票日まで引き続き日野市に住んでいる方です。

市内転居された方

3月28日までに転居届を出した方は、新しい住所地の投票所で投票してください。3月29日以降に転居届を出した方は、前の住所地の投票所で投票してください。詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

入場券は世帯ごと封書で

今回も投票所入場券は、世帯ごとに封書で4月11日ころまでに郵送します。同じ世帯の方は、一つの封筒に世帯全員の入

場券が入っていますのでお確かめください。

不在者投票

長期不在者は滞在地の選挙管理委員会、指定病院等に入院している方はその病院等で、それぞれ不在者投票ができます。不在者投票についても投票開始日は告示日の翌日になります。

投票所、投票場所が一部変更になります

今回の選挙から万願寺地区町名番変更に伴い、投票所が一部変更になります。1月に世帯ごとに通知をさせていただきましたが、投票所入場券をご確認ください。

期日前投票

投票日当日、次のような理由で投票所に行くことができない方は、前もって期日前投票ができます。

- ① 仕事や冠婚葬祭などの予定がある方
② レジャーや買い物などの私用で投票日に投票区内にいない方
③ 病気などで当日の投票が困難な方

投票開始日は告示日(4月10日(日))の翌日になります

市役所本庁舎 日時: 4月11日(月)~16日(土) 午前8時30分~午後8時 土曜日

も同じ 会場: 5階504会議室 七生公会堂 日時: 4月14日(水)~16日(土) 午前8時30分~午後5時 会場: 2階ロビー

いずれも 持ち物: 投票所入場券

郵便等による投票

公職選挙法の一部改正により、郵便等による不在者投票において、自分で投票の記載をすることができない「上肢または視覚の障害の程度が1級」の身体障害者手帳を持っている方、

代理投票・点字投票

投票日当日、身体に障害があるなどの理由で記載が困難な方は、係員がお手伝いします。投票の秘密は固く守られます。

郵便等による投票

身体に重度の障害があり、投票所での投票が困難な方は、郵便等による投票ができます。

- ① 身体障害者手帳を持っている方で、「両下肢、体幹、移動機能の障害が1級もしくは2級」の方、「心臓、腎臓、呼吸器等の障害が1級もしくは3級」の方、また、「免疫の障害の程度が1級、3級」と記載されている方
② 介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方
③ 戦傷病者手帳を持っている方で、「両下肢、体幹の障害が特別項症、第2項症」の方、また、「心臓、腎臓、呼吸器等の障害

が特別項症、第3項症」の方

郵便等投票を行うには「郵便等投票証明書」が必要です。また、交付を受けていない方は、交付申請書に自署し、身体障害者手帳、介護保険被保険者証または戦傷病者手帳を添えて、4月13日(水)までに選挙管理委員会へ申請してください(申請は代理人で可)。

が特別項症、第3項症」の方

郵便等投票を行うには「郵便等投票証明書」が必要です。また、交付を受けていない方は、交付申請書に自署し、身体障害者手帳、介護保険被保険者証または戦傷病者手帳を添えて、4月13日(水)までに選挙管理委員会へ申請してください(申請は代理人で可)。

郵便等による投票の代理投票

公職選挙法の一部改正により、郵便等による不在者投票において、自分で投票の記載をすることができない「上肢または視覚の障害の程度が1級」の身体障害者手帳を持っている方、

公報は全戸配布

選挙公報は、4月15日(金)までに全戸に配布します。なお、市役所、七生支所、豊田駅連絡所にも備えてありますのでご利用ください。

開票は南平体育館で

開票は、投票日の午後9時から南平体育館(南平4の23の1)で行います。

なお、開票速報を日野市ホームページでお伝えします。問合せ先: 選挙管理委員会事務局

問合せ先: 選挙管理委員会事務局

市民生活

4月の市役所市民窓口課の窓口は大変込み合います

4月~5月初旬は、転入・転出・転居・世帯変更などの異動届の手続きが多く、市役所本庁の市民窓口課の窓口は大変混雑し、ご利用の皆さんを長くお待ちさせていただきます。

加入・種別変更

厚生年金や共済組合の加入者(第2号被保険者)が、60歳前に退職したときは第1号被保険者への変更手続きが必要です。

学生納付特例制度

学生は、本人の前年所得が118万円以下の場合、申請すれば在学期間の国民年金保険料を卒業後に納付することができます。

「持ち物」退職を証明する書類

または資格喪失証明書、年金手帳、印鑑

「期間」4月6日(水)~15日(金)重点項目

①子どもと高齢者の交通事故防止 ②二輪車の交通事故防止 ③自転車の安全利用推進 ④シートベルトとチャイルドシート

「問合せ先」市民窓口課

「問合せ先」日野警察署交通課(☎586・0110)、市都市計画課

「問合せ先」西の子ども家庭支援センター

ほほえみ(☎586・1279)

被害者、遺族の方々にに対し、相談室を設けます。犯罪、災害、不慮の事故等にあわれ、お困りのこと、悩み事など、お気軽にご相談ください。

「日時」4月18日(月)~20日(水) 午前9時~正午 20日は市のみの対応「会場」市役所5階502会議室「問合せ先」総務課

国民年金の手続きは忘れずに

国民年金の加入者(第2号被保険者)が、60歳前に退職したときは第1号被保険者への変更手続きが必要です。

収入が増えたり、離婚等により配偶者(第2号被保険者)の扶養(第3号被保険者)でなくなったときは、第1号被保険者への変更手続きが必要です。

「持ち物」退職を証明する書類 または資格喪失証明書、年金手帳、印鑑

「期間」4月6日(水)~15日(金)重点項目

①子どもと高齢者の交通事故防止 ②二輪車の交通事故防止 ③自転車の安全利用推進 ④シートベルトとチャイルドシート

「問合せ先」市民窓口課

「問合せ先」日野警察署交通課(☎586・0110)、市都市計画課

「問合せ先」西の子ども家庭支援センター

ほほえみ(☎586・1279)

「問合せ先」西の子ども家庭支援センター

ほほえみ(☎586・1279)

1日)に65歳を超えている方は平成22年3月31日まで申請することができません。必要書類等、詳細はお問い合わせください。

「対象」初診日が任意加入対象者であった平成3年3月以前の学生、昭和61年3月以前の被用者(厚生年金、共済年金加入者)の配偶者で、現在、障害基礎年金1級、2級に該当する程度の障害の状態にある方「支給額」1級:月額5万円、2級:月額4万円 既に老齢年金、遺族年金等を受給されている方は、その受給額相当は支給されません。給付金は認定後、申請された翌月分から支給されます「問合せ先」保険年金課年金係

4月の人権擁護委員活動

地域座談会(学び・気づきの場)~直接会場へ

「日時」20日(水)午後1時30分~3時30分「会場」生活・保健センター「内容」子どもの心をつめよう!「講師」土方信之助氏(元小学校校長)

子ども自然体験活動「笑顔でキャンプ」檜原ファイト村

「日程」29日(祝)日帰り「内容」山の上でお花見をしよう!「対象」小・中学生「定員」先着10人「費用」2千円(交通費別)「申込み」9日(土)必着までに往復ハガキで。往信用裏面に住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、〒191-0022新井863の64平清太郎へ

君とオンブスマンホットライン(電話・面接・匿名相談可)

「内容」子ども人権オンブスマンによる、いじめ・体罰・不登校・児童虐待などの相談「電話」(FAX)番号「昼間042・371・2466、夜間591・2315

FAXは24時間受付

以上、いずれも「問合せ先」

市長公室市民相談担当

以上、いずれも「問合せ先」

市長公室市民相談担当